

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	14	担当課	障がい福祉課
法令名	愛媛県心身障害者扶養共済制度条例	根拠条項	第7条第1項	許認可等の内容	口数追加の承認	
<p>(加入資格)</p> <p>第4条 この制度に加入することができる者は、加入時において次の各号に掲げる要件に該当する保護者とする。</p> <p>(1) 県内に住所を有すること。</p> <p>(2) 65歳未満であること。</p> <p>(3) 特別の疾病又は障害を有しない者であつて、心身障害者扶養保険契約の対象となりうるものであること。</p> <p>2 前項第2号及び第3号の規定は、機構と心身障害者扶養保険契約を締結している他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（以下「他の共済制度」という。）に加入している者が引き続きこの制度に加入しようとするときは、適用しない。</p> <p>(加入)</p> <p>第5条 この制度に加入しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、加入の承認をしなければならない。</p> <p>(1) 加入しようとする者が前条に規定する加入資格を有しないものであるとき。</p> <p>(2) 加入しようとする者に係る心身障害者について、すでに前項の規定による加入の承認を受けた者（以下「加入者」という。）があるとき又は他の共済制度に加入している者があるとき。</p> <p>(3) 同一の心身障害者について同時に2人以上の者から加入の申込みがあつたとき。</p> <p>(口数の追加)</p> <p>第7条 この制度に加入しようとする者又は加入者で65歳未満のものは、知事に口数の追加（以下「口数追加」という。）を申し込むことができる。</p> <p>2 知事は、口数追加の申込者が次の各号のいずれかに該当するときを除き、口数追加の承認をしなければならない。</p> <p>(1) 第5条の規定による加入の承認を受けることができないとき（この制度に加入しようとする者に限る。）、又は前項に規定する申込資格を有しない者であるとき。</p> <p>(2) 口数追加時において特別の疾病又は障害を有するため心身障害者扶養保険契約の対象となることができないとき。</p> <p>(3) 口数追加の申込みに係る心身障害者について、既に口数追加の承認を受けているとき。</p>						